

(契約の目的)

第1条 発注者は契約書頭書記載の借入期間において、受注者からその所有する物件（この契約の目的である賃貸借物件を指し、以下「物件」という。）を借り受け、その保守等を受けることを目的とする。

(総則)

第2条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（仕様書及び質問回答書【※契約書、仕様書の他に交付する図書等がある場合は、適宜追記すること。】をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、承認及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立ての管轄は、発注者の事務所の所在地を管轄する大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所とする。

10 受注者が共同企業体を結成している場合において、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合において、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項

において「保証の額」という。)は、借入金額(単価契約の場合は執行予定額。以下この条において同じ。)の10分の1以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国、他の地方公共団体又は本市との間で種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (2) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
 - (3) 随意契約を締結する場合において、借入金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (4) 契約の目的又はその性質が契約保証金を徴収する必要がないと認められるとき。
- 5 借入金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の借入金額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、この契約の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第8条第1項の規定による物件の設置及び第9条第1項及び第2項の規定による物件の保守等並びに第12条の規定による物件の返還を製造者又はこれに順ずる者に委任する場合は、この限りではない。

- 2 受注者が前項ただし書の規定により、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次の各号のとおりとする。
 - (1) 受注者は、あらかじめ書面で申し出て、発注者の承諾を受けなければならない。
 - (2) 受注者は、次のいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

ア 入札参加停止措置を受けている者(ただし、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。)

イ 守口市暴力団排除条例（平成25年守口市条例第21号）に基づく守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱（平成25年9月1日施行。以下「暴力団対策措置要綱」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外措置を受けた者

ウ 暴力団対策措置要綱第11条第3項に規定する誓約書違反者

エ 第20条の2第2項第12号に掲げるアからオのいずれかに該当する者

(3) 受注者は、受任者又は下請負人の行為すべてについて責任を負うものとする。

3 受注者は、受任者又は下請負人が、守口市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額（単価契約の場合は執行予定額）が500万円未満の場合は、この限りでない。

4 受注者が暴力団対策措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札除外措置を受けた場合又は第2項各号のいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

5 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（個人情報保護の保護）

第6条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令に定めるもののほか、この契約の履行における個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（保険）

第7条 受注者は、仕様書に定めるところにより、受注者の負担において、物件について動産総合保険、火災保険、自動車保険又はその他必要な保険を付保するものとする。

（物件の設置、検査及び引渡し）

第8条 受注者は、借入期間の開始日までに、発注者の指定する場所に物件を設置し、正常な状態で使用できるようにした後、発注者の検査を受けるものとする。これに要する費用は、すべて受注者において負担するものとする。

2 受注者は、前項に規定する期日までに物件を設置し、発注者の検査に合格することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付した書面により期限の延長を求め、発注者の承認を得なければならない。

3 受注者は、前項の場合において、その理由が受注者の責めに帰するものであるときは、借入金額につき、その延長日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」と

いう。) を乗じて計算して得た額の遅滞料を発注者に支払わなければならない。

- 4 第1項の検査において、発注者は、物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)がないことを確認し、検査合格の場合に、物件の引渡しを受けるものとする。また検査において、契約不適合があったときは、直ちに受注者に通知するものとし、受注者は、物件の修繕、取替又は不足分の引渡しをしたうえで、改めて発注者の検査を受けなければならない。

(物件の保守等)

第9条 受注者は、発注者が物件を常時正常な状態で使用できるよう、自己の負担において、物件の調整及び修理その他所要の保守(以下「物件の保守等」という。)を行わなければならない。

- 2 発注者の故意又は重大な過失による場合を除き、物件が故障したときは、受注者は、発注者からの要請により、仕様書に定めるところにより、直ちに無償で物件の保守等に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 3 受注者は、前2項に定める保守等を完了したときは、その旨を書面により発注者に通知しなければならない。
- 4 発注者は、前条の検査のほか、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、保守等の履行状況を確認するための検査を行わなければならない。
- 5 受注者が、第1項及び第2項の規定による物件の保守等を怠ったため、発注者が物件を使用できなかつたときは、発注者は、その月の借入金額については、使用できなかつた日数につき、日割計算により減じた額を受注者に対し支払うものとする。

(設置場所の変更)

第10条 発注者は、物件の設置場所を変更する必要があるときは、速やかに受注者に報告するものとする。この場合において、これに要する費用については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(物件の追加及び改造)

第11条 発注者は、仕様書に記載されているものを除き、物件に他の附属物を追加する必要があるとき、又は物件を改造する必要があるときは、あらかじめ文書をもって受注者の承認を得るものとする。この場合において、これに要する費用については、発注者が負担するものとする。

(物件の返還)

第12条 発注者は、借入期間が満了したとき、又は契約を解除したときは、受注者に連絡するものとする。この場合において、受注者は、直ちに物件を引き取るものとし、これに要する費用は、すべて受注者において負担するものとする。

(事故発生時の報告)

第13条 受注者は、物件の使用に関し、事故、故障その他の原因により契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(立入権及び秘密の保持)

第14条 受注者及び受注者の関係者は、発注者の承諾を得た上で、物件の納入、設置、保守点検、修理及び調整のために、物件の設置場所に立ち入ることができるものとする。この場合において、受注者及び受注者の関係者は、必ずその身分を証明する証票を携行しなければならない。

2 受注者及び受注者の関係者は、この契約の遂行上、知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。借入期間満了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。

(発注者の注意等)

第15条 発注者は、善良な管理者の注意をもって、物件を使用管理しなければならない。

2 発注者は、この物件を第三者に譲渡し、若しくは使用させ、又はその他受注者の所有権を侵害するような行為をしてはならない。ただし、受注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(借入金額の支払)

第16条 受注者は、物件の使用月の翌月初めに、発注者に対して当該使用月の借入金額として、別紙記載の借入金額月額（以下「契約金額月額」という。）の支払を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、借入期間に1か月未満の端数が生じたときは、その月の契約金額月額は、日割り計算によって算出した金額を契約金額月額とし、受注者は、当該使用月の翌月初めに、発注者に対してその契約金額月額の支払を請求することができる。

3 発注者は、前2項の規定による、受注者からの適法な請求を受理した日から30日以内に契約金額月額を受注者に支払わなければならない。

4 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約金額月額の支払が遅れたときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(条件変更等)

第17条 発注者は、必要がある場合には、受注者と協議の上、仕様書の内容を変更することができる。この場合において、借入金額又は借入期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議し、書面においてこれを定めるものとする。

(契約不適合責任)

第18条 発注者は、物件の引渡し後に、契約不適合があったときは、受注者に対し、物件の修繕、取替又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 前2項の場合において、物件を使用することができない期間があったときは、その期間に相当する借入金額を減額するものとする。
- 4 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて借入金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに借入金額の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間)

第19条 発注者は、引き渡された物件が契約不適合であるときは、契約不適合を知った日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完請求、損害賠償の請求、借入金額の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が物件の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

- 第20条 発注者は、次の各号によるもののほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (1) 次条又は第20条の3の規定に該当するとき。
 - (2) この契約が地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約である場合において、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降の発注者の歳出予算において、受注者に支払うべき代金のための予算が減額され、又は削除されたとき。
- 2 発注者は、前項第2号の規定によりこの契約を解除するときは、借入金額の未済額の支払等について、受注者と協議して定めるものとする。
 - 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、前項に規定する借入金額の未済額の支払等を除き、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の解除権)

第20条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、そ

の期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8) この契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき。

(9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

(10) 第5条第4項の規定により、発注者から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。

(11) 第23条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

(12) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条及び次条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 第5条第1項の規定による第三者委任又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を第5条第1項の規定による第三者委任の相手方、又は請け負わせようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(13) 暴力団対策措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札参加除外措置を受けたとき。

3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第20条の3 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令を受けたとき。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(5) 令第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

(6) 第5条の規定に違反したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条 第20条の2及び前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求)

第22条 発注者の故意又は重大な過失によって物件に損害を与え、又は欠損を生じた場合、受注者はその賠償を請求することができる。

2 前項の損害賠償の範囲は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、第7条の規定により、受注者が付保した保険により補填されたものについては、請求することができないものとする。

(受注者の解除権)

第23条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより契約の履行を完了することが不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。解除することができる場合において、発注者に未払となっている契約金額があるときは、受注者の発注者に対する当該契約金額及びこれに係る遅延利息の請求を妨げない。

(発注者の損害賠償請求等)

第24条 受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、違約金として、借入金額（単価契約の場合は執行予定額。以下この条及び次条において同じ。）の10分の1に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。

(1) 第20条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

4 受注者は、第20条の2第2項第12号又は第13号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、借入金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

5 第1項、第2項又は前項の場合において、第3条第1項の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

6 発注者は、第20条の2第2項の規定により契約を解除したことにより、発注者に生じた実際の損害額が第2項又は第4項に規定する違約

金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することができる。

- 第24条の2 受注者は、この契約に関し、第20条の3第2号から第5号までのいずれかに該当するときは、賠償金として借入金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、契約の履行が完了した後も同様とする。
- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者及び構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。

(相殺)

- 第25条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、借入金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第26条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、承認及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義等の決定)

- 第27条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議し、これを定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持するとともに、業務従事者の管理体制及び実施体制について、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき報告した事項を変更した場合は、書面により発注者に報告しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本契約の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本契約を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおりとする。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取り扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、契約の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(取得の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第6第2項関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件

- | |
|--|
| <p>(1) 受注者は、契約の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。</p> <p>(2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>(3) 受注者は、再委託先に対して本契約の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。</p> <p>(4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。</p> |
|--|

(注) 再委託は、再々委託以降を含み、再委託先は、再々委託先以降を含む。